	［略］	［略］	［略］	油ガス（ＬＰＧ）の貯蔵を行う事業に係るものを除く

［削る。］

※　対内直接投資等に関する命令第三条の二第三項の規定に基づき、財務大臣及び事業所管大臣が定める業種を定める件に掲げる業種に該当するインターネット附随サービス業（インターネット利用サポート業に限る。以下この※において同じ。）に属する事業以外であって、別表第三事業に付随して実施し、又は別表第三事業のみを営む親会社若しくは当該親会社の子会社のうち別表第三事業のみを営むもののために実施するインターネット附随サービス業に属する事業（当該事業を営む会社の他のものから委託を受けてインターネット附随サービス業を提供するものを除く。）に限る。

備考　この表は、令和五年総務省告示第二百五十六号（統計法第二十八条の規定に基づき、統計基準として日本標準産業分類を定める件）の分類表に従っている。

	［略］	［略］	［略］	ガス（ＬＰＧ）の貯蔵を行う事業に係るものを除く

※１　別表第三に掲げる業種に属する事業（以下この※１及び※２において「別表第三事業」という。）に付随して実施し、又は別表第三事業のみを営む親会社（会社法（平成十七年法律第八十六号）第二条第四号に規定する親会社をいう。以下この※１及び※２において同じ。）若しくは当該親会社の子会社（同法第二条第三号に規定する子会社をいう。※２において同じ。）のうち別表第三事業のみを営むもののために実施するソフトウェア業及び情報処理・提供サービス業に属する事業（当該事業を営む会社の他のもの（当該会社の関係会社（会社計算規則（平成十八年法務省令第十三号）第二条第三項第二十五号に規定する関係会社をいう。）のうち別表第三事業のみを営むもの及び当該別表第三事業のみを営む他の会社を除く。以下この※１及び※２において同じ。）から委託を受けてソフトウェアの開発を行うもの及び他のものが保有するデータを扱う情報処理サービスを提供するものを除く。）に限る。

※２　別表第三事業に付随して実施し、又は別表第三事業のみを営む親会社若しくは当該親会社の子会社のうち別表第三事業のみを営むもののために実施するインターネット附随サービス業（インターネット利用サポート業に限る。以下この※２において同じ。）に属する事業（当該事業を営む会社の他のものから委託を受けてインターネット附随サービス業を提供するものを除く。）に限る。

備考　この表は、統計法第二十八条の規定に基づき、産業に関する分類を定める件（令和五年七月総務省告示第二百五十六号）の分類表に従っている。

備考　表中の［　］の記載は注記である。

（対内直接投資等に関する命令第三条第一項及び第四条第二項の規定に基づき、財務大臣及び事業所管大臣が定める業種を定める件の一部改正）

第三条　対内直接投資等に関する命令第三条第一項及び第四条第二項の規定に基づき、財務大臣及び事業所管大臣が定める業種を定める件（平成二十九年経済産業省告示第三号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下この条において「対象規定」という。）は、その標記部分が異なるものは改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削り、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
別表 一　次に掲げる物の大分類Ｅ―製造業 イ　［略］ ロ　航空機（無人航空機（人が乗ることのできない航空機であって、大きさ又は重量を問わず、遠隔操作又は自動操縦により飛行させることができるものをいう。以下同じ。）を含む。） ハ　人工衛星（地球を回る軌道の外に打ち上げられる飛しょう体及び天体上に置かれる人工の物体を含む。以下同じ。）、ロケット若しくはこれらの打上げ、追跡管制若しくは利用のために特に設計した装置又は推進薬若しくはその原料 ［ニ・ホ　略］	**別表** 一　次に掲げる物の大分類Ｅ―製造業 イ　［同上］ ロ　航空機（無人航空機（人が乗ることのできない航空機であって、大きさ又は重量を問わず、遠隔操作又は自動操縦により飛行させることができるものをいう。）を含む。） ハ　人工衛星（地球を回る軌道の外に打ち上げられる飛しょう体及び天体上に置かれる人工の物体を含む。）、ロケット若しくはこれらの打上げ、追跡管制若しくは利用のために特に設計した装置又は推進薬若しくはその原料 ［ニ・ホ　同上］